

快適で恵み豊かな環境を目指して

(仮称)富士市環境基本計画を策定します

今日の環境問題は、従来の大気汚染や水質汚濁、騒音、悪臭などから、ごみ問題、都市・生活・地球環境といった広範囲で複雑な問題へと変わってきています。

市では、こうした環境問題に対応するため、今年度から平成十三年度までの二か年で「(仮称)富士市環境基本計画」を策定します。

環境基本計画とは

「環境基本計画」とは、環境保全の施策を総合的・計画的に進めるための基本計画です。また、環境面における市民、事業者、行政がそれぞれ果たすべき役割を明確にし、環境保全を進めていくためのガイドラインとなるものです。

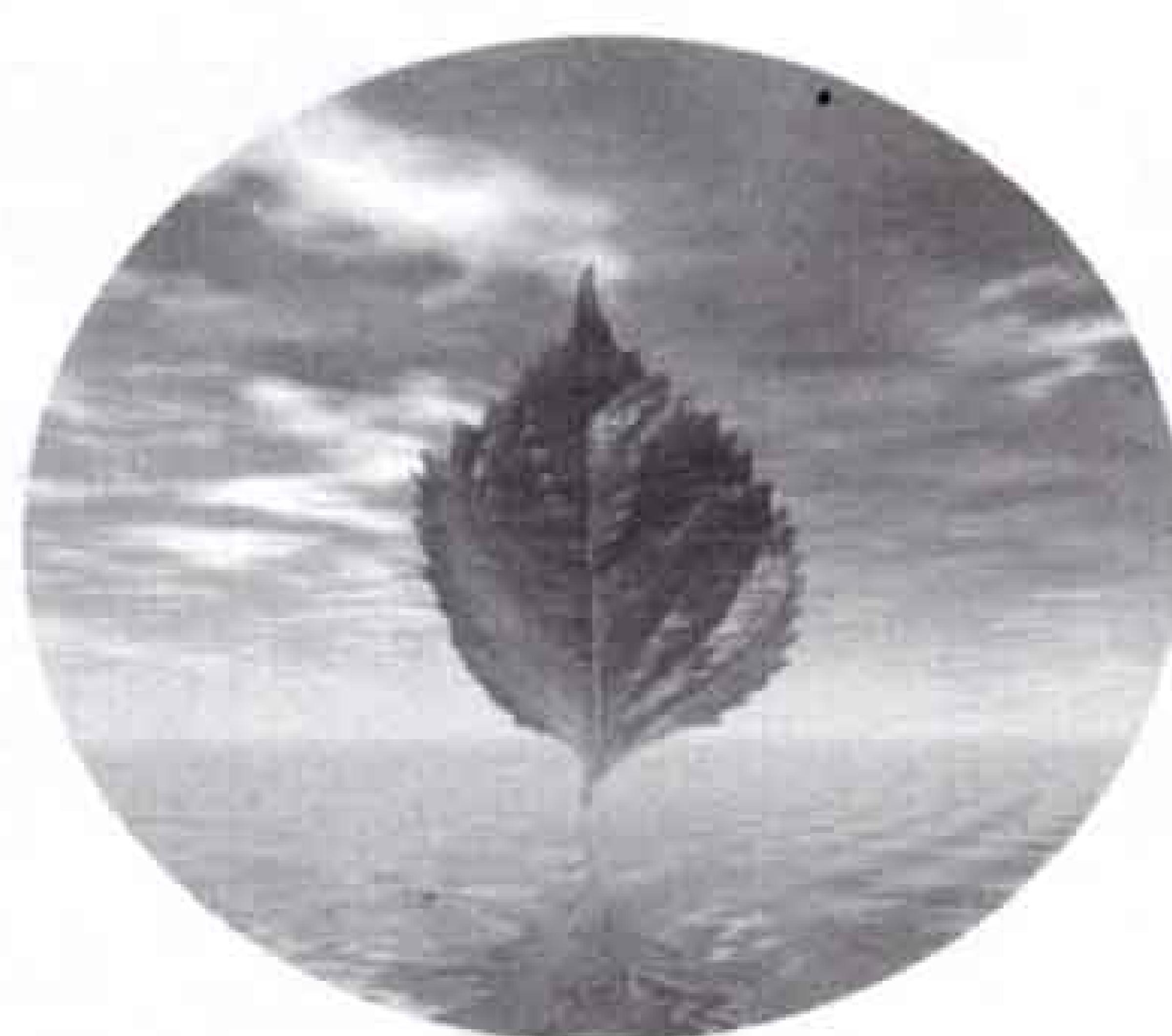
環境基本計画の必要性

環境問題は、今や個々の課題ごとに物事をとらえるのではなく、環境そのものを総合的に考え、計画的に進めていくことが必要になつてきました。

市でも、将来にわたり快適で恵み豊かな環境を保持した、住みよいまちを築くために、富士市の特徴を生かした環境基本計画を策定する必要があります。

市民、事業者、行政の役割

環境問題は、市民、事業者、行政のそれぞれの活動が密接にかかわっています。そのため三者が、相互の連携を強め、環境保全のための役割



策定します

環境審議会の委員を公募します

環境審議会とは、環境保全に関する事項について調査審議する機関です。審議会では今回の計画策定に当たり、より広範な市民の意見を反映させていくため、委員を公募します。

応募資格
市内に一年以上在住し、選挙権を有する人

任 期

平成十二年八月一日～平成十四年七月三十一日（年三～五回の会議）

募集人員 四人程度
募集期間 六月三十日まで

※応募方法など詳しくは環境政策室へお問い合わせください。

皆さんのご協力をお願いします。

今後の進行状況は「広報ふじ」や「富士市ホームページ」でお知らせしています。

問い合わせ

環境政策室 内線一一〇七四